

佐賀市空き家等面的対策事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀市空家空地等の適正管理に関する条例（平成25年佐賀市条例第4号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づく空家空地等の活用を促進するために必要な措置（面的対策によるものに限る。以下「空き家等面的対策事業」という。）を講じる者に対する助成の実施について、佐賀市空家空地等の適正管理に関する条例施行規則（平成25年佐賀市規則第25号。以下「規則」という。）及び佐賀市助成金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は条例及び規則の例によるほか、次の当該各号に定めるところによる。

- (1) 長屋等 空家等又は法定外空家であって、屋根及び外壁を複数の住戸又は区画（以下「住戸等」という。）で共有している等、複数の住戸等が連結し、又は密接して建築されているものをいう。
- (2) 未接道地 建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第1項の規定による接道義務を満たさない一団の土地で空家等又は法定外空家の敷地であると市長が認めるものをいう。
- (3) 利用困難地 次のいずれかに該当する土地で空家等又は法定外空家の敷地であるものをいう。
 - ア 8メートル四方の矩形が入らない一団の土地であること。
 - イ 進入路の延長が8メートル以上かつ幅員が2.2メートル未満の土地であること。
- (4) 隣地 空き家等面的対策事業に係る土地であって、互いに隣接する土地をいう。
- (5) 隣地統合 隣地を取得し、又は一体的に売却すること（取得、売却等に係る所有権移転が3親等以内の親族間で行われるものを除く。）により、一団の土地としての利用を可能とすることをいう。
- (6) 利用可能地 未接道地又は利用困難地である土地が、隣地統合により所有権が一者に集約され、かつ、所有権移転に係る登記が完了し、未接道地及び利用困難地である状態が解消し、更地となった一団の土地をいう。

(調査等)

第3条 市長は、空き家等面的対策事業の施行に必要な限度において、空家等又は法定外空家の所有者等に関する情報を調査することができる。

(助成の要件)

第4条 規則第5条第3号の市長が定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 空き家等面的対策事業に係る空家等又は法定外空家が佐賀市内の居住誘導区域（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第2号に規定する居住誘導区域をいう。）内のものであること。
- (2) 空家等又は法定外空家の建築物又はこれに付属する工作物とその敷地の所有者が相違する場合、所有権が複数の者の共有に属する場合、隣地統合をする場合その他空き家等面的対策事業に係る空家空地等の所有権を有する者が複数である場合においては、面的対策により当該空家空地等の活用を促進するために必要な措置を講じることに関し、当該空家空地等について所有権を有する者の全員の同意が得られていること。
- (3) 所有権以外の権利が設定されている空家空地等の場合においては、面的対策により当該空家空地等の活用を促進するために必要な措置を講じることに関し、当該空家空地等についてその権利を有する者の全員の同意が得られていること。
- (4) 空き家等面的対策事業の実施により、当該事業に係る一団の土地が利用可能地となること。
- (5) 次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める要件（市長が特に認める場合においては、当該要件に準じて市長が別に定める要件）
 - ア 長屋等を解体する事業 次に掲げる全ての要件
 - (ア) 申請時点において、長屋等の住戸等の所有の単位が2以上であって、所有者がそれぞれ異なる個人又は法人であること。
 - (イ) (ア)の所有者である2以上の個人が3親等以内の親族でないこと。
 - (ウ) 連結し、又は密接している長屋等の全部を解体すること。
 - イ 未接道地及び利用困難地を解消する事業 次に掲げる全ての要件
 - (ア) 次のいずれかの建物等を解体すること。
 - a 未接道地又は利用困難地内の空家等又は法定外空家
 - b 利用可能地にしようとする土地の区域内の建物等（aを除く。）
 - (イ) 隣地統合をする土地又はした土地の所有者が、それぞれ異なる個人又は法人であること（隣地統合をした土地にあっては、申請時点において、隣地統合をして一団の土地として利用できる状態になってから、概ね3年以内のものに限る）。
 - (ウ) (ア) bの利用可能地にしようとする土地の区域内の建物等を解体する事業にあっては、次に掲げる全ての要件
 - a イの事業によるイ(ア)aの解体工事と同一年度内において、当該工事と一体的に解体工事を行うこと。
 - b 利用可能地の総敷地面積が概ね1,000平方メートル以内であること。

(6) 利用可能地の形状、利用条件、利用可能性その他の土地の状況が、市長が適当と認めるものであること。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、60万円を限度として、次に掲げる措置に要する費用（以下「事業費」という。）の2分の1に相当する額とする。

- (1) 建物等の解体
- (2) 廃材等の運搬及び処理
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた措置

(助成の手続)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐賀市空き家等面的対策事業助成金申請書（様式第1号）により、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長は、必要がないと判断した書類の添付を省略させることができる。

- (1) 空き家等面的対策事業に係る建物及び土地の登記事項証明書（未登記の建物にあつては、固定資産課税台帳の写し、固定資産税納税通知書の写し等）
- (2) 位置図及び外観写真
- (3) 工事見積書（空家等若しくは法定外空家又は住戸等の単位ごとの内容明細の付いたもの）
- (4) 利用可能地となった後の土地活用に係る計画書及び計画図
- (5) 市税等の完納証明書
- (6) 暴力団排除に係る誓約書
- (7) その他市長が特に必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、佐賀市空き家等面的対策事業助成金交付決定書（様式第2号）又は佐賀市空き家等面的対策事業助成金不交付決定書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更・中止承認申請)

第8条 申請者は、前条の規定により助成金の交付を決定した後、事業内容又は事業費について変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ佐賀市空き家等面的対策事業助成金交付申請事項変更・中止申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、佐賀市空き家等面的対策事業助成金交付申請事項変更・中止承認通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、事業の完了の日から30日を経過した日又は当該交付決定の日

が属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに佐賀市空き家等面的対策事業助成金事業実績報告書（様式第6号）に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、必要がないと判断した書類の添付を省略させることができる。

- (1) 工事契約書の写し
- (2) 工事の領収書又はそれに代わる証明の写し
- (3) 事業施工前、施工中及び施工後の写真（施工後の写真にあっては、空き家等面的対策事業に係る土地が利用可能地となっていることを確認できるもの）
- (4) 空き家等面的対策事業に係る土地の所有権が一者に集約され、かつ、所有権移転に係る登記が完了したことを証する土地の登記事項証明書等
（助成金の交付額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、佐賀市空き家等面的対策事業助成金確定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第11条 申請者は、前条に規定する通知書を受けたときは、速やかに佐賀市空き家等面的対策事業助成金交付請求書（様式第8号）を、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。この場合において、すでに助成金が交付されているときは、市長は、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付又は交付の決定を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (4) 条例、規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

佐賀市長 様

住 所

氏 名

※

連絡先

※法人の場合は、記名押印してください。

※法人以外でも、本人（代表者）が手書

きしない場合は、記名押印してください。

佐賀市空き家等面的対策事業助成金申請書

佐賀市空き家等面的対策事業助成金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者	(ふりがな) 氏 名	
	住 所	〒 Tel
建物の概要	所在地	佐賀市
	構造・階数	造 階建
	延床面積	m ²
	建物の権利	①申請者本人 ②その他 ()
	用途	①住宅 ②倉庫 ③その他工作物
対象事業	①長屋等 ②未接道地 ③利用困難地 ④その他	
事業費（見積金額）	円	
事業施工期間（予定）	(着手)	年 月 日
	(完了)	年 月 日

添付書類	<ul style="list-style-type: none">(1) 空き家等面的対策事業に係る建物及び土地の登記事項証明書（未登記の建物にあつては、固定資産課税台帳の写し、固定資産税納税通知書の写し等）(2) 位置図及び外観写真(3) 工事見積書（建物若しくは法定外空家又は住戸等の単位ごとの内容明細の付いたもの）(4) 利用可能地となった後の土地活用に係る計画書及び計画図(5) 市税等の完納証明書(6) 暴力団排除に係る誓約書（別添1）(7) その他市長が特に必要と認める書類
------	--

別添 1

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、佐賀市が、必要な場合には佐賀県佐賀北警察署に照会することについて承諾します。また、今後私が佐賀市と行う他の契約等の場合にも、同様の取り扱いをお願いします。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 同法第2条第6号に規定する暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 1の(1)から(7)までに掲げるものが、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日
佐賀市長 様

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

※

※法人の場合は、記名押印してください。

※法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

第 号
年 月 日

様

佐賀市長



佐賀市空き家等面的対策事業助成金交付決定書

年 月 日付けで申請のあった助成金の交付について次のとおり決定したので、佐賀市空き家等面的対策事業助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

なお、事業が完了したときは、佐賀市空き家等面的対策事業助成金交付要綱第9条に基づく実績報告を行ってください。

1 交付年度	年度
2 交付決定額	円
3 建物の所在地	佐賀市
4 交付の条件及び指示	(1) この助成金は本事業の目的以外に使用してはならない。 (2) この事業については、市長は必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。 (3) 佐賀市空き家等面的対策事業助成金交付要綱第12条各号のいずれかに該当するときは、この決定を取消することができる。 (4) (3)により取消しを行ったときは、当該取消しに関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

佐賀市長



佐賀市空き家等面的対策事業助成金不交付決定書

年 月 日付けで申請のあった助成金の交付については、次の理由により交付決定できませんでしたので、佐賀市空き家等面的対策事業助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

決定できない理由	
----------	--

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

佐賀市長 様

住 所

氏 名

※

連絡先

※法人の場合は、記名押印してください。
※法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

佐賀市空き家等面的対策事業助成金交付申請事項変更・中止申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった佐賀市空き家等面的対策事業について、[事業内容の変更・事業の中止]を受けたいので、佐賀市空き家等面的対策事業助成金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 建物の所在地	佐賀市
2 変更理由	
3 変更内容	[事業の変更・事業の中止]
4 事業費の変更	
5 関係書類	

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

佐賀市長



佐賀市空き家等面的対策事業助成金交付申請事項変更・中止承認通知書

年 月 日付で申請のあった佐賀市空き家等面的対策事業における〔事業内容の変更・事業の中止〕について次のとおり承認したので、佐賀市空き家等面的対策事業助成金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

1 建物の所在地	佐賀市
2 変更内容	〔事業の変更・事業の中止〕
3 変更後の交付決定額	

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

佐賀市長 様

住 所

氏 名

※

連絡先

※法人の場合は、記名押印してください。
※法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

佐賀市空き家等面的対策事業助成金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった
佐賀市空き家等面的対策事業について、佐賀市空き家等面的対策事業助成金交付要
綱第9条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 建物の所在地	佐賀市
2 助成金交付決定額	円
3 事業施工期間	(着手) 年 月 日 (完了) 年 月 日
4 添付書類	(1) 契約書の写し (2) 領収書又はそれに代わる証明の写し (3) 事業施工前、施工中、施工後の写真

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

佐賀市長



佐賀市空き家等面的対策事業助成金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった佐賀市空き家等面的対策事業の完了を認め、次のとおり助成金の交付額を確定したので、佐賀市空き家等面的対策事業助成金交付要綱第10条の規定により通知します。

1 交付年度	年度
2 交付確定額	円
3 建物の所在地	佐賀市

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

佐賀市長 様

住 所

氏 名

※

連絡先

※法人の場合は、記名押印してください。

※法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

佐賀市空き家等面的対策事業助成金交付請求書

佐賀市空き家等面的対策事業助成金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求いたします。

建 物 の 所 在 地	佐賀市	
請 求 金 額	円	
助成金振込先	金融機関・支店名	
	預 金 種 別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	口 座 番 号	
	口 座 名 義 人	(ふりがな) 氏 名